

広見町・日吉村合併協議会

第4回 会議資料

日 時：平成16年4月7日（水）午後2時～

場 所：日吉村住民センター 3階ホール

第4回 会議次第

日程第1 開 会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 開議

日程第4 会議録署名委員の指名

日程第5 報告

- (1) 報告第13号 新町名候補選定小委員会報告について

日程第6 協議

継続協議

- (1) 協議第6号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて
- (2) 協議第23号 各種事務事業（管財業務）の取扱いについて

新規協議

- (1) 協議第49号 各種事務事業（財政業務）の取扱いについて
- (2) 協議第50号 各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて
- (3) 協議第51号 各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて
- (4) 協議第52号 各種事務事業（出納業務）の取扱いについて
- (5) 協議第53号 各種事務事業（地籍調査業務）の取扱いについて
- (6) 協議第54号 各種事務事業（農政業務）の取扱いについて
- (7) 協議第55号 各種事務事業（用地業務）の取扱いについて
- (8) 協議第56号 各種事務事業（人権業務）の取扱いについて

日程第7 その他

- (1) 広見町・日吉村電算業務統合状況について
- (2) 第5回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第8 閉会あいさつ

日程第9 閉 会

報告第13号

新町名候補選定小委員会報告について

新町名候補選定小委員会について報告する。

平成16年4月7日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

協議第 6 号（継続協議）

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 4 月 7 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

| 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて |
|---|
| 1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 7 年 4 月 3 0 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。 |
| 2 新町議会議員の定数は、1 6 人とする。 |
| 3 選挙区については、1 選挙区とする。 |
| 4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 |

平成 年 月 日確認

協議第23号（継続協議）

各種事務事業（管財業務）の取扱いについて

各種事務事業（管財業務）の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

| 各種事務事業（管財業務）の取扱いについて |
|--------------------------------|
| 1 契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。 |
| 2 各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。 |

平成 年 月 日確認

協議第 49 号

各種事務事業（財政業務）の取扱いについて

各種事務事業（財政業務）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 4 月 7 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

| 各種事務事業（財政業務）の取扱いについて |
|---|
| 財政業務については、新町において安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応できる健全な財政運営に努める。 |

平成 年 月 日確認

協議第50号

各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて

各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

| 各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて |
|--|
| 1 情報公開制度については、合併時に統一する。 |
| 2 地縁団体については、広見町の例により新たに制度を定める。 |
| 3 嘱託職員、臨時職員、パート職員については、各部署、施設等の組織編成に併せて調整する。 |
| 4 その他の総務、人事にかかる業務については、合併時に統一する。 |

平成 年 月 日確認

協議第 5 1 号

各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて

各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 4 月 7 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

| 各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて |
|---|
| 1 消防施設の整備については、広見町の例により、新町移行後、事業内容、補助率などの調整を図る。 |
| 2 防災行政無線については、新町に移行後もしばらくの間は現行機器を使用し、耐用年数等を考慮しながら調整を図る。 |
| 3 防犯灯設置については、広見町の例により設置し、維持管理については地元負担とする。 |
| 4 地域防災計画については、新町移行後新たに策定する。 |
| 5 交通安全指導員については、新町に移行後、速やかに調整する。 |
| 6 交通安全施設については、広見町の例による。 |

平成 年 月 日確認

協議第52号

各種事務事業（出納業務）の取扱いについて

各種事務事業（出納業務）の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

| 各種事務事業（出納業務）の取扱いについて |
|--|
| 1 指定金融機関は、えひめ南農業協同組合とする。 |
| 2 指定代理金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。 |
| 3 現在指定されている郵便局については、収納代理金融機関として新町に引き継ぐ。 |
| 4 その他の出納業務については、原則として現行どおりとし、随時調整を図るものとする。 |

平成 年 月 日確認

協議第53号

各種事務事業（地籍調査業務）の取扱いについて

各種事務事業（地籍調査業務）の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

| |
|------------------------|
| 各種事務事業（地籍調査業務）の取扱いについて |
|------------------------|

| |
|--------------------------------------|
| 地籍調査業務については、現行のまま新町に移行し、新町において統合を行う。 |
|--------------------------------------|

平成 年 月 日確認

協議第 5 4 号

各種事務事業（農政業務）の取扱いについて

各種事務事業（農政業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 4 月 7 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

| 各種事務事業（農政業務）の取扱いについて |
|---|
| 1 農業振興地域整備計画については、新町において新たに策定する。 |
| 2 生産調整事業については、制度により新町において調整を行う。 |
| 3 特産品開発については、現在の特産品を引き継ぐとともに、新町において統一した特産品の開発を行う。 |
| 4 青空市、物産販売所については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。 |
| 5 肉用牛導入事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。 |
| 6 各種事業補助については、新町移行後一体性の確保を確立するため、各事業補助内容を精査し、新町において統一をする。 |
| 7 中山間直接支払事業については、5年間の時限的事业であるが、日吉村の単独補助金は補助金の公平性の原則から、17年度分は廃止する。 |

平成 年 月 日確認

協議第 5 5 号

各種事務事業（用地業務）の取扱いについて

各種事務事業（用地業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 4 月 7 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

| |
|----------------------|
| 各種事務事業（用地業務）の取扱いについて |
|----------------------|

| |
|-----------------------------------|
| 道路及び公共用地の取得については、新町に移行後、速やかに調整する。 |
|-----------------------------------|

平成 年 月 日確認

協議第56号

各種事務事業（人権業務）の取扱いについて

各種事務事業（人権業務）の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

| 各種事務事業（人権業務）の取扱いについて |
|--|
| 1 人権対策事業に関しては、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、人権教育業務と連携をとり、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする研修、情報提供、広報活動等の啓発事業について、全町的に推進する。 |
| 2 人権条例については、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、新町において新たに制定する。 |
| 3 貸付事業は、償還に関する業務について、現行のまま新町に引き継ぐ。 |

平成 年 月 日確認

その他

1 第5回広見町・日吉村合併協議会の日程について

第5回広見町・日吉村合併協議会の日程は、次のとおりとする。

日 時 平成16年5月6日(木)午後2時から

場 所 広見町民会館 3階大会議室